

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成24年11月29日24下水第1377号で行った公文書開示決定（以下「本件決定1」という。）並びに同日24下水第1378号及び同日24用第673号で行った公文書非開示決定（以下前者を「本件決定2」、後者を「本件決定3」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象公文書等について

(1) 開示請求の内容

開示請求の内容は、「遠賀川中流流域下水道建設事業（以下「本件事業」という。）に係る平成21年度指定補助起工第81235-00-901号（以下「本件起工番号1」という。）及び起工第81055-00-908号（以下「本件起工番号2」という。）の起工実施設計書、契約書及び支出負担行為決議書等の事績全部（県庁保存分）」である。

(2) 開示決定の状況

ア 本件決定1について

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、本庁に保存されている本件事業に係る事業損失の補償契約に関する起工伺（以下「本件起工伺」という。）の一部である。

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、本件公文書について、全部を開示する本件決定1を行った。

イ 本件決定2及び本件決定3について

異議申立てに係る対象文書は、本庁に保存されている本件起工伺に係る起工実施設計書、契約書及び支出負担行為決議書（以下「本件文書1」という。）並びに本件起工伺に係る補償費算定に対する事前協議の起案文書（以下「本件文書2」という。）である。

(ア) 実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件文書1について、返却を理由に文書が存在しないとして、本件決定2を行った。

(イ) 実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件文書2について、廃棄を理由に文書が存在しないとして、本件決定3を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定1から本件決定3まで(以下「本件決定」という。)の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成24年10月1日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成24年10月15日付けで、公文書非開示決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、公文書非開示決定に対する異議を唱え、実施機関に対し、決定の訂正を申し出た。

エ 実施機関は、同日付けで、公文書非開示決定を公文書部分開示決定に変更し、異議申立人に通知した。

オ 異議申立人は、公文書部分開示決定に対する異議を唱え、決定通知書を受領せず、実施機関に対し、再度決定の訂正を申し出た。

カ 実施機関は、同日付けで、公文書部分開示決定を公文書開示決定及び公文書非開示決定に変更し、異議申立人に通知した。

キ 異議申立人は、公文書開示決定及び公文書非開示決定に対する異議を唱え、実施機関に対し、再度決定の訂正を申し出た。

ク 実施機関は、平成24年11月29日付けで、平成24年10月15日付けの決定を取り消し、本件決定を行った。

ケ 異議申立人は、平成24年12月8日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定について

本件決定に係る決定通知書に記載された内容が転々と変わってきた経緯があり、そのどれも正確な記述ではなく、誤りがある。

(2) 本件決定1について

ア 公文書の件名欄に記載されている「本件起工番号2に係る以下の資料の写し」を「本件起工番号2に係る起工伺（本庁決裁）の原本と以下の資料

の写し」と訂正するよう求める。

イ 「※本件起工番号1と本件起工番号2については、途中で番号が変更されたものであり、内容は同一のものです。」と付け加えられているが、開示されたのは、本件起工番号2と記載された分だけである。この記載は、読み方によっては二つの起工番号があり、二重に公金支出されたようにも読める。よって、この一文を削除するよう求める。

ウ 起工番号が変更になったのであれば、本庁決裁の原本の起工伺を訂正したものが開示されるべきである。途中で番号が変更されたのであれば、書類の差替えは行わなくとも、本件起工番号2から、本件起工番号1に振替えるという、起工番号振替の起案と決裁がなされているはずである。

エ 本庁には本件起工番号1というものはないのだから、本件起工番号1に関しては保存していないことを理由とする公文書非開示の決定処分を行う必要がある。

(3) 本件決定2について

ア 公文書の件名欄に記載されている「※本件起工番号1と本件起工番号2については、途中で番号が変更されたものであり、内容は同一のものです。」の削除を求める。内容が同一のものに対し起工番号が二つあるということはありません。何番が何番に変更になったのか、変更後の取り扱いをどのようにしているのか明記して保存されていなければならない。

イ 開示しない理由の欄がどのように記載されるべきか不明であるが、少なくとも「本件起工番号1の「起工伺」と「決裁通知書」は、本庁は作成していません。本件起工番号2に係る契約書及び支出負担行為決議書は、作成も取得もしておらず、存在しません。」と記載されるべきである。

ウ 本件非開示決定通知書には、二つの起工番号の起工実施設計書と契約書及び支出負担行為決議書が福岡県直方県土整備事務所（以下「直方県土整備事務所」という。）に存在する記述になっており、二重に公金支出していないのであれば、重大な瑕疵があり訂正を求める。

(4) 本件決定3について

ア 県土整備部用地課（以下「用地課」という。）の非開示決定通知書は、建築都市部下水道課（以下「下水道課」という。）の非開示決定通知書と合併されるべきである。二箇所の担当課から公文書不存在決定を行うことは、不合理である。用地課の事前協議書については、下水道課の非開示決定に、保存期間満了のため廃棄しており存在しないことを記載すべきと思われる。

イ 知事に対して開示請求した文書に関し、色々な事務担当課が不存在を理由とする公文書非開示決定通知書を出すことを認めれば、非開示決定処分を行った担当課には公文書は存在しないが、他の課には存在し得るという予断を残すことになり、情報公開制度そのものを揺るがすこととなる。

ウ 本件事業に関しては、事業主管課の下水道課が事前協議の審査を行うべきところ、用地課に合議で委ねているものであり、補償に関する事務の主管課はあくまでも、用地課ではなく下水道課である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

ア 決定通知書の「開示請求に係る公文書の件名」欄に、「資料の写し」と記載しているのは、開示したものが原本か否かを示したのではなく、異議申立人の開示請求に応じて起工伺の写しを交付することを表現しているものである。

また、起工番号に関する説明文の記載については、本庁決裁後に直方県土整備事務所で本件起工番号2から本件起工番号1に変更されたものであり、当該記載内容は、開示した本件起工番号2に係る資料の説明をしたものであって、本件起工番号1が本庁に存在していることを示しているものではない。

イ 異議申立人は、決定通知書の記載内容について訂正を求めているが、記載内容自体に誤りがあるものではなく、公文書開示決定は妥当である。

(2) 本件決定2について

ア 開示請求に係る起工実施設計書、契約書及び支出負担行為決議書については、直方県土整備事務所から決裁のため一旦取得したものの、決裁後に返却しているため、県庁に保存している文書は存在しない。

イ (1)アと同様に、起工番号に関する説明文の記載については、本庁決裁後に直方県土整備事務所で本件起工番号2から本件起工番号1に変更されたものであり、当該記載内容は、本件起工番号2に係る説明をしたものであって、本件起工番号1が存在していることを示しているものではない。

ウ 異議申立人は決定通知書の記載内容について訂正を求めているが、記載内容自体に誤りがあるものではなく、公文書非開示決定は妥当である。

(3) 本件決定3について

ア 開示請求に係る事前協議の審査内容及び補償費算定に係る事前協議書

(回答)については、文書の保存期間が満了しており、廃棄済みであるため、保存している文書は存在しない。

イ 本件事業の所管課は下水道課であるが、公共事業を実施する際に必要となる用地取得及び物件移転等に対する補償に関する事務については、用地課が所管課となる。

ウ 本件事業に係るものであっても、起工実施設計書等の内容によっては、複数の担当課において事務処理を行うこととなり、公文書の管理等についても、それぞれの担当課で行うものであり、当該公文書を管理する所属において個別に開示決定等を行うことは、合理性に欠けるものではなく、公文書非開示決定は妥当である。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書等の内容について

ア 本件公文書について

本件公文書は、本件起工伺のうち、本庁に保存されている、起工伺鑑（本庁決裁）、決裁通知書、用地課長審査意見書、起工伺鑑（直方県土整備事務所）、用地及び補償費実施・変更設計書、物件移転補償費明細書、補償金算出総括表、補償金算定調書（平成21年7月27日）、再算定理由書、補償金算定調書（平成21年6月1日）及び用地課の事前協議書（回答）である。

イ 本件文書1について

本件文書1は、本庁に保存されている、本件起工伺に係る実施設計書、契約書及び支出負担行為決議書である。

ウ 本件文書2について

本件文書2は、本庁に保存されている、本件起工伺に係る補償費算定に対する事前協議の起案文書である。

(2) 事業損失の補償契約に関する事務の概要について

ア 公共工事の施行に起因する建物等の損害等に対する補償について

「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について」（昭和61年4月25日付け中央用地対策連絡協議会理事会決定）によると、公共事業に係る工事の施行による地盤変動等により建物等に損害等（以下「事業損失」という。）が生じるおそれがあると認められる場合、工事の着手に先立ち、起業地周辺の建物等の現況調査を行うこととされており、起業地周辺の建物等の所

有者等から損害等の発生の申出があったときは、建物等の損害等と工事との因果関係について調査を行うこととされている。

これらの調査の結果、建物等の損害等が事業損失であると認められる場合は、当該建物等の損害等の状況調査を行い、建物等の所有者に受忍の範囲を超える損害等が生じた場合には、当該損害等を填補するために必要な最小限度の費用を負担することができるものとされている。

イ 起工伺について

(ア) 実施機関が土木工事に関する契約をしようとするときは、県土整備部出先機関工事施行事務取扱要領（昭和48年4月5日土管第13号。以下「工事施行要領」という。）第13条第1項に基づき、起工伺に実施設計書等の関連資料を添付して、事前に決裁を受けることとされている。

また、起工伺の設計金額が5千万円を超える場合は、本庁の事業主管課長以上の職にある者の決裁を要することとされており、県土整備事務所長は、事業主管課に実施設計書等の関連資料を添付して起工伺を送付し、事業主管課を経由して事業主管課長等の決裁を受けている。

(イ) 土木工事の施行に当たっては、工事及び予算の計画的執行と進行管理を図る目的から、工事請負、委託、用地取得及び補償等の契約の区分や事業の実施箇所に応じた起工番号が付番される。

ウ 支出負担行為決議書について

実施機関が契約締結等の支出の原因となる行為（以下「支出負担行為」という。）を行うときは、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第88条及び第90条の規定に基づき、支出負担行為決議書に契約書等の支出負担行為に関する書類を添付して、決裁を受けることとされている。

また、工事の施行に係る契約の支出負担行為額が5千万円を超える場合は、本庁の主管課長以上の職にある者の決裁を要することとされており、県土整備事務所長は、事業主管課へ支出負担行為に関する書類を添付して支出負担行為決議書を送付し、事業主管課を経由して事業主管課長等の決裁を受けている。

エ 補償額算定に係る事前協議について

県土整備事務所長は、設計金額が5千万円を超える補償契約をしようとするときは、福岡県県土整備部公共用地取得事務取扱要領（昭和47年10月6日47用第276号）及び補償金の算定に係る事前協議の取扱いについて（平成16年4月30日16用第72号県土整備部用地課長通知）

に基づき、あらかじめ用地課長に補償額算定に関する事前協議を行い、用地課長は、県土整備事務所長の協議依頼に対して、補償額算定の適否について回答することとされている。

(3) 本件決定に対する異議申立てについて

異議申立人は、本件決定の取消しを求めていることから、実施機関が、本件開示請求に対する対象公文書として本件公文書を特定した本件決定1並びに本件文書1及び本件文書2を不存在として非開示とした本件決定2及び本件決定3が妥当であるかについて以下検討する。

ア 本件決定1及び本件決定2について

(ア) 実施機関は、本件起工伺について、直方県土整備事務所が決裁の途中で起工番号を本件起工番号2から本件起工番号1に変更したものであって、本件起工番号1の補償契約と本件起工番号2の補償契約は同一のものであることから、本件開示請求に係る対象公文書として、本件公文書を特定したと説明している。

また、本件起工伺及び支出負担行為については、直方県土整備事務所から本庁の事業主管課である下水道課を經由して副知事及び建築都市部長の決裁を受けたものであり、下水道課は、本件公文書のうち、本庁分起案文書鑑を除く部分を複写した後に、本庁分起案文書鑑を除く全ての文書を返却したため、本庁には本件文書1は存在せず、本件公文書のみを管理していると説明している。

(イ) 当審査会が、直方県土整備事務所が管理する本件起工伺を確認したところ、直方県土整備事務所が管理する本件起工伺の起案文書鑑は、本件起工番号2から本件起工番号1へ手書きで修正されていること、本件起工伺中の本庁分起案文書鑑は本件公文書中の本庁分起案文書鑑の、本件公文書中の本庁分起案文書鑑を除く文書は本件起工伺のそれぞれ写しであることが認められた。

(ウ) したがって、本件起工番号1の補償契約と本件起工番号2の補償契約は同一のものであり、本件文書1は直方県土整備事務所に返却したため、本庁には本件公文書を除き、本件起工番号1及び本件起工番号2に関する文書は存在しないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が、開示請求に係る対象公文書として本件公文書を特定した本件決定1及び本件文書1の不存在を理由に非開示とした本件決定2は、妥当である。

イ 本件決定3について

(ア) 実施機関は、本件文書2について、平成20年度に行った直方県土整備事務所から用地課への事前協議の際に取得又は作成したものであるが、当該文書を保存する文書ファイルは、3年間の文書保存期間を満了したことにより廃棄したため、存在しないと説明している。

(イ) 当審査会が、文書管理システムで実施機関の文書分類表を確認したところ、事前協議に関する文書ファイルの保存期間は3年間とされており、平成20年度の文書ファイルは、平成24年3月に保存期間が経過したため、廃棄済みであることが確認された。

以上のことから、実施機関が、本件文書2の不存在を理由に非開示とした本件決定3は、妥当である。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件決定1及び本件決定2に係る決定通知書の記載内容の訂正並びに本件決定2及び本件決定3に係る決定通知書の合併を求めているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

異議申立ての経緯及び実施機関の対応についてみると、実施機関には、本件決定に係る決定通知書において、誤解を与えかねない記載が見受けられた。

また、当初、開示請求内容の確認を十分に行わないまま、不存在を理由とする非開示決定を行い、その後の本件決定に至るまでの過程においても、重大な記載誤りを繰り返すなど、軽率かつ不適切と言わざるを得ない対応が多く見受けられた。

このような軽率かつ不適切な対応は、情報公開制度に対する県民の信頼を失墜させるものであるから、今後は条例の趣旨を踏まえ、適切な対応が行われるよう審査会として強く注意を喚起する。